

改訂にあたって

平成 22(2010)年 2月、バンクーバー冬季オリンピック開幕式典において、カナダの先住民族の人々が、美しい民族衣装を身にまとめてパフォーマンスを披露しました。また、6月の FIFA ワールドカップ南アフリカ大会では、多様な民族が一つになる象徴的なシーンも見られました。

国際連合における「世界人権宣言」の採択から 60 年、「児童の権利に関する条約」の採択から 20 年が経過し、国際社会全体で人権尊重の機運が高まっています。しかし一方で、世界各地で起こっているテロ事件や民族紛争、飢餓、人身売買など、すべての人の人権が十分に保障されていないという現状があります。「世界人権宣言」に描かれた世界の実現に向け、引き続き、国際連合を中心とした取組を地球規模で進める必要があります。

日本国内に目を向けると、社会の高度情報化や少子高齢化、経済的格差の拡大、人々の価値観やライフスタイルの多様化などにより、人権問題も複雑化・多様化しています。また、子どもたちの人権を取り巻く状況についても、児童虐待やいじめ、インターネットによる人権侵害など、様々な課題が山積しています。

兵庫県教育委員会においては、平成 10 (1998) 年 3 月に「人権教育基本方針」を策定し、人権という普遍的文化を築くことを目標に人権教育を推進してきました。そして、この方針に基づき、平成 12 (2000) 年 3 月に高校生用教育資料『HUMAN RIGHTS -いま 私がひらく 未来-』を作成しました。各学校においては、本資料を効果的に活用し、自己実現と共生をめざす人権教育の充実を図ってきたところです。

しかし、『HUMAN RIGHTS』作成から 10 年が経過し、この間、国においては、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の公表などがありました。また県においては、「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」や「外国人児童生徒にかかる教育指針」などが策定されました。

このような国や県の動向を踏まえ、このたび『HUMAN RIGHTS』を改訂しました。改訂に当たっては、知識基盤社会における「生きる力」の育成を基盤とし、新しい人権課題に対応するとともに、生徒に人権に関する知識と人権感覚をバランスよく育成する視点から編集を行いました。

人権教育は、各学校の生徒や地域の実態を踏まえて、創意工夫しながら計画的・組織的に実践するものです。先行きが不透明な時代を生きていくうえで、普遍的な価値をもつ人権は、生徒が主体的に自分の在り方や生き方を考え、未来を切りひらいていくうえで、一つの指針となるはずです。その意味でも、本教育資料が、各学校における人権教育の充実に活用されることを期待しています。

なお、本書の編集にあたり、ご努力いただきました人権教育資料作成委員の皆様方、また、多方面にわたりご協力いただきました人権教育資料検討委員の皆様方に対し、心からお礼申し上げます。

『HUMAN RIGHTS』及び本書の編集について

1 改訂の要點について

「人権教育・啓発に関する基本計画」〔平成 14(2002)年〕では、人権教育の手法について、次のように述べられています。

人権教育の手法については、「法の下の平等」「個人の尊厳」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。

なお、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組んできた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

平成 12 (2000) 年に作成した『HUMAN RIGHTS』は、第 1 部において、普遍的な視点からのアプローチとして、「アサーション」などの手法を用いた様々な参加体験型の学習方法を提示しています。平成 20 (2008) 年に公表された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、この参加体験型学習の重要性を指摘しており、『HUMAN RIGHTS』の先駆性が確かめられたところです。また、各学校においても、この参加体験型学習の指導方法は、10 年間で一定の定着を得たといえます。

一方、『HUMAN RIGHTS』第 2 部における個別的な視点からのアプローチについては、「環境問題」や「プライバシーの問題」など、人権教育として新たに取り扱うテーマを提示したものの、具体的な学習内容については、生徒が自ら探求することとし、説明は最低限度にとどめていました。

その後、平成 14(2002)年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」、平成 20(2008)年に公表された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」などにより、人権教育の指導内容がより明確に示されることとなりました。このような人権教育にかかわる新しい動向を踏まえ、「インターネットによる人権侵害」など、新たな人権課題をテーマとして取り上げるとともに、個別的な人権課題の学習内容をより具体化して提示するなどして、今回、『HUMAN RIGHTS』第 2 部を全面的に改訂しました。なお、第 1 部については、現行のままで十分使用できる内容であるため、引き続き活用することとします。

2 編集について

(1) 編集方針

これまでの『HUMAN RIGHTS』の編集方針を引き継ぎ、「人権教育基本方針」〔平成 10(1998)年〕に基づき、各教科・科目や総合的な学習の時間、特別活動におけるホームルーム活動での活用を視野に入れつつ、生徒の主体的な学習活動の支援となるよう編集しています。

(2) テーマ設定

個別的な人権課題と密接にかかわるテーマと国際理解、情報、環境、防災など横断的、総合的な課題教育に関連のあるテーマを設定しています。また、テーマはそれぞれ独立した内容を取りあげていますが、人権の視点から複数のテーマを関連付けて取り扱うことも可能です。

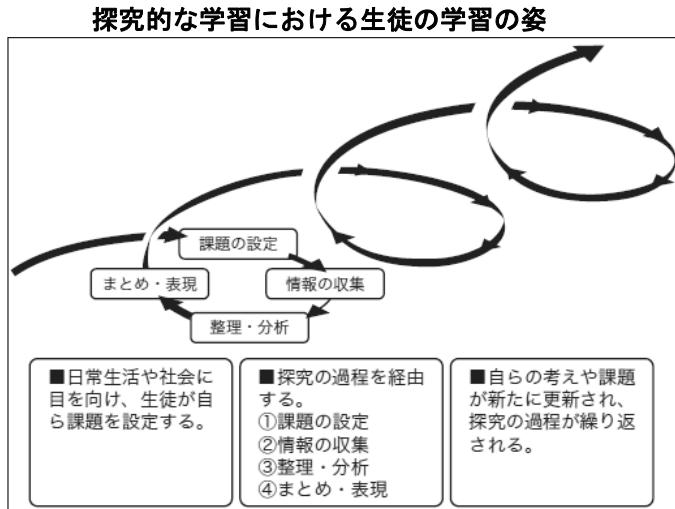
(3) テーマのタイトル

学習が個別的な人権課題にとどまらず、すべての人権課題に共通する普遍的人権（HUMAN RIGHTS）にまで深化するよう、工夫したタイトルを付けています。

(4) 内容

人権に関する世界的な潮流を踏まえつつ、生徒が人権を身近に考えられるよう、兵庫県にゆかりのある「ひと・もの・こと」を積極的に取り上げています。また、「研究課題」「活動課題」「ケーススタディ」において例示した学習活動については、各教科・科目の学習内容との関連を図るとともに、キャリア教育の視点や言語活動の充実につながるような内容としています。

生徒が、様々な体験活動や交流を通して、主体的に課題を解決しようとする意欲や態度を身につけることができるよう、指導者の効果的な支援が大切です。



3 本書の構成について

(1) テーマの背景及び指導の観点

国際文書や日本の法令などを踏まえ、テーマに関する歴史的経緯や現状と課題について概説しています。また、指導の観点については、高等学校学習指導要領解説などを踏まえ、具体的な学習活動を例示するとともに、指導上の留意事項にも触っています。

(2) 展開例

『HUMAN RIGHTS』は、生徒の主体的な学習を支援することを編集の基本方針としています。各テーマには、参考として展開例を提示していますが、生徒や学校、地域の実態を踏まえて、指導者が創意工夫しながら指導計画を作成することが大切です。

なお、指導にかかわる評価については、生徒や学校、地域の実態を踏まえ、人権教育を通してはぐくみたい資質や能力を明確に定めたうえで、適切に行なうことが重要です。具体的には、学習状況や成果などについて、肯定的な生徒観に基づき、生徒のよい点、学習に対する意欲や態度などを踏まえて適切に評価することが大切です。なお、人権教育の成果は、すぐに現れるものではないことに十分留意する必要があります。

評価の観点として、例えば次のようなものが考えられます。

- 人権課題にかかわる現状や背景などについて、正しく理解することができたか。
- 学習に主体的に取り組み、課題の解決に向けて積極的に取り組もうとする実践的な意欲や態度を身につけることができたか。
- 学習活動を通しての気づきを大切にし、自分とのかかわりで人権課題をとらえ、日常生活の変容につなげることができたか。
- 個別的な人権課題の理解にとどまらず、普遍的な視点から人権の大切さを認識するなど、人権についての学びを深めることができたか。

(3) 参考

指導者がテーマにかかわる認識を深めたり、生徒の学習を効果的に支援したりするための資料として掲載しています。

4 その他

『HUMAN RIGHTS』及び本書は、兵庫県教育委員会事務局人権教育課ホームページに掲載しています。